

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
TEL：026-238-1555（直通）
TEL：026-238-1580（苦情専用）
TEL：026-238-1583（障害者総合支援専用）
FAX：026-238-1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：https://www.kokuho-nagano.or.jp

信濃の介護保険

1 新規指定介護保険事業者研修会について

新規指定介護保険事業者を対象とした研修会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を見送っておりましたが、感染拡大防止に配慮したうえで下記のとおり再開することといたしました。

感染防止対策の一環として各会場の参加人数を会場収容人数の半数程度とするため、当分の間、参加者は各事業所1名とさせていただきます、まずはこれまで開催を延期していた期間に新規指定を受けられた事業所を優先して、それ以外の事業所については順次ご案内いたします。なお、参加日等ご希望に添えないこともありますことをご了承ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

また、県介護支援課からも新規指定事業者向けの説明があります。

今後の予定については順次この通知にてお知らせします。本会ホームページに毎月掲載しておりますのでご確認ください。

（掲載場所：長野県国保連合会ホームページ>介護事業所等のみなさまへ>信濃の介護保険）

開催日	場所	時間
令和2年10月29日（木）	長野県自治会館 1階会議室	午後1時30分～4時30分
令和2年10月30日（金）	松本合同庁舎 2階203号室	午後1時00分～4時00分
令和2年11月27日（金）	長野県自治会館 2階大会議室	午後1時30分～4時30分
令和2年11月30日（月）	松本合同庁舎 5階502号室	午後1時00分～4時00分

※今後の状況によっては再度見送りになる可能性もありますことをご承願います。

2 請求明細書と給付管理票の主な返戻事由と対応方法

本会では、審査月の翌月初旬に「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」の通知をお送りしていますが、その中でもお問い合わせが多い例について掲載しますので参考にしてください。

【 共通項目 】

エラーコード (備考欄)	内容	返戻事由	対応方法
12PA	市町村の認定変更が未決定	受給者台帳の要介護認定等について、「変更（更新）申請中」である。	該当保険者に連絡する。変更（更新）申請が確定し、受給者台帳に登録したことを確認のうえ、再請求。（要介護度等が変更された場合は正しい要介護度等で作成。）
12PO	市町村の認定情報が未登録（受給者情報）	受給者台帳に当該保険者番号・受給者番号が存在しない。	受給者証を確認し、請求が正しい場合は該当保険者に連絡する。誤った番号で請求していた場合は正しい番号で再請求。
12QT	受給者台帳記載項目不一致	生年月日または性別が受給者台帳と不一致である。	受給者証を確認し、請求が正しい場合は該当保険者に連絡する。誤っていた場合は正しい内容で再請求。

【 介護給付費明細書 】

エラーコード (備考欄)	内容	返戻事由	対応方法
12SA	市町村認定の給付率と相違	受給者台帳の給付率と一致しない。	負担割合証を確認し、請求が正しければ該当保険者に連絡する。誤った給付率で請求していた場合は正しい給付率で再請求。 (※同時に出力される ASSA (記載された値が計算値を超過) は給付率を修正すれば解消する。)
AEFO	市町村認定の利用可能日数超過	当該月に利用できる日数より、サービス実日数が多い。	利用者の認定日や喪失日を該当保険者へ確認し、正しい内容で再請求。
AEFA	集計値がサービス実日数超過	明細情報の日数回数が、サービス実日数を超過している。	明細情報の日数回数と、サービス実日数を確認し、請求が誤っていた場合は正しい内容で再請求。
ANN4 (ANO4)	過去に同じ請求明細書を提出済 (ANO4 は総合事業費)	前月以前に介護給付費(総合事業費)を請求し支払が完了されている請求明細書が提出された。	誤って請求したものでないかを確認する(利用者の保険者番号・被保険者番号の誤入力も含め)。一度請求した請求明細書の間違いに気づき訂正するために再請求を行いたい場合は、請求明細書を取り下げる必要があるため、保険者に取下げ(過誤)の依頼をし、取下げが完了してから再請求を行う。
保留 or 返戻	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	支援事業所が作成する給付管理票が国保連合会に提出されていないか、提出されていても審査チェックの結果その給付管理票が返戻された。	利用者の支援事業所へ連絡をし、給付管理票を国保連合会へ提出するよう依頼する。 保留 ：給付管理票が正しく提出された審査年月で再審査が行われ、正当であれば支払が行われるため 再請求は不要 。 返戻 ：保留期間内で給付管理票が正しく提出されなかったため返戻されている。 再請求が必要 。
返戻	サービス計画費に対応した給付管理票の提出が必要	当月審査に突合せさせる給付管理票が国保連合会に提出されていないか、提出されていても審査チェックの結果その給付管理票が返戻となった。	「返戻保留一覧表」で給付管理票の返戻の有無を確認して、給付管理票のエラーを解消したうえで再提出を行うとともに、サービス計画費の再請求を行う。
返戻	査定でエラーのあるもの	支援事業所から提出された給付管理票と内容が不一致で、請求明細書と給付管理票の突合審査で査定(減額)の対象であるが、処遇改善加算等の限度額管理対象外サービスを含んでいるためシステム上査定できず返戻となったもの。	支援事業所に連絡し、請求内容と給付管理票の記載内容(事業所番号・計画単位数)に相違が無いかを確認する。請求内容に誤りがなければ、支援事業所に給付管理票の修正を依頼する。 請求明細書は返戻となっているため再請求が必要 。
(空欄)	審査委員会の判定により却下	施設等における医療サービス分について介護給付費等審査委員会にて審査され、返戻されたもの。	返戻内容は、書面にて返戻発送日に郵送している明細書に添付の付箋に記載されている。内容を確認のうえ、必要に応じて訂正 or 詳記等追加記載し再請求。(送付した付箋のついた明細書についても、訂正 or 追記し連合会へ郵送する。)
		事業所より希望返戻の依頼があったもの。	必要に応じて再請求。

令和2年10月審査分の支払日は11月27日(金)、令和2年11月審査分の締め切りは11月10日(火)です。

10月審査分の返戻通知等の送信日は11月2日(月)夕方、発送日は11月2日(月)を予定しております。